

岩手県告示第 478 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第 3 条第 1 項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成 19 年 6 月 5 日から同年 6 月 26 日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び大船渡地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 陸前高田市高田町字館の沖 110 番地
- (2) 名称 陸前高田市

2 埋立区域

- (1) 位置 陸前高田市小友町字両替 93 番 1、93 番 2、93 番 3、92 番 1、94 番 2、94 番 3 及び 102 番並びに字冥加沢 148 番 1、148 番 2、148 番 3 及び 148 番 4 地先水面
- (2) 区域 両替漁港（両替地区）防波堤に公共測量によって設置した基準点（基-H4-2、真鍮紙）を基点とし、基点から 16 度 04 分 7.90 メートルの点を 1 点とし、1 点から 308 度 23 分 114.50 メートルの点を 2 点とし、2 点から 38 度 23 分 47.00 メートルの点を 3 点とし、3 点から 128 度 20 分 26.50 メートルの点を 4 点とし、4 点から 128 度 20 分 78.40 メートルの点を 5 点とし、5 点から 206 度 30 分 5.10 メートルの点を 6 点とし、6 点から 119 度 06 分 0.50 メートルの点を 7 点とし、7 点から 207 度 29 分 41.10 メートルの点を 8 点とし、1 から 8 まで及び 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 5,170.49 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置
 - ア 2(1)と同じ。
 - イ 埋立地に築造する工作物から 100 メートル以内の海面
- (2) 区域 別紙図面のとおりに。
- (3) 面積 21,992.66 平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して 30 日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成 23 年 3 月 31 日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び大船渡地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。